

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画

平成21年 2月24日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
東日本高速道路株式会社

【目次】

1	高速道路利便増進事業	
1	法第2条第4項第1号に規定する高速道路利便増進事業	1
2	法第2条第4項第2号に規定する高速道路利便増進事業	
(1)	平日夜間割引	2
(2)	平日深夜割引	3
(3)	休日昼間割引	3
(4)	通勤割引(距離制限緩和)	5
(5)	東水戸道路等における深夜割引	6
(6)	東水戸道路等における通勤割引	6
(7)	東水戸道路等における早朝夜間割引	7
(8)	首都圏中央連絡自動車道(あきる野インターチェンジから 川島インターチェンジまで)における割引	7
(9)	首都圏中央連絡自動車道・高速自動車国道連続利用割引	9
(10)	首都圏中央連絡自動車道(あきる野インターチェンジから 久喜白岡ジャンクションまで)における割引	10
(11)	関越特別区間割引	11
(12)	東北縦貫自動車道弘前線における割引	12
2	高速道路貸付料の額の減額	13
3	一般会計に承継される機構債務	13
4	計画期間	14
5	実施体制	15
6	協定の変更	15

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第7条第2項に基づき共同して作成し、平成20年10月7日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第7条第8項に基づき変更する計画（以下「計画」という。）である。

1 高速道路利便増進事業

1 法第2条第4項第1号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

（1）事業の内容

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路（以下単に「高速道路」という。）のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号イに規定するETC通行車をいう。）の通行の用に供することを目的として、平成21年4月1日から平成30年3月31日まで間に供用されるものの整備に関する事業（修繕に係る工事のうち機構が会社からその費用に係る債務を引き受けることとなるものを含む）であって、（2）に掲げる目標の達成に資することによって、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進が図られると認められるもの（以下「スマートインターチェンジ整備事業」という。）

（2）整備目標

スマートインターチェンジ整備事業の実施により、高速道路のインターチェンジ間隔の平均を欧米並み（約5km）に改善することを念頭に、当面、人口・産業等が集積する平地部、高速道路が通過するもののインターチェンジのない市町村等における整備に重点を置くこととする。具体的には、平成30年3月31日までに、全国で概ね200箇所を整備し、会社においては別紙-1に記載する高速道路を対象に66箇所を整備する。

（3）事業の手続き

概ね以下の手続きを進める。

都道府県、地方整備局等広域行政を担う関係機関及び会社が連携し、あらかじめ、スマートインターチェンジ整備事業の実施による土地利用や産業政策等について広域的に検討。

高速道路と接続する道路の管理者である地方公共団体、会社及び関係機関からなる地区協議会での個別箇所毎の検討。

地方公共団体が会社及び機構に当該スマートインターチェンジ整備事業に係る実施計画書を提出。

会社及び機構が、毎年度、新規整備箇所にかかる年度計画を取りまとめ、
国がこれに同意。

連結許可、協定変更等の所要の手続きを経て事業を実施。

2 法第2条第4項第2号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

(1) 平日夜間割引

割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日を除く。)の午後10時から翌午前0時までの間に、別紙-2又は別紙-5(ただし、Fを除く。)に掲げる高速道路を通行する自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。

割引率

30%

適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで(ただし、一般国道6号(東水戸道路)、一般国道6号(仙台東部道路)、一般国道7号(秋田外環状道路)、一般国道7号(琴丘能代道路)、一般国道127号(富津館山道路)及び一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間にあつては平成20年11月11日から平成30年3月31日とし、一般国道13号(米沢南陽道路)、一般国道13号(湯沢横手道路)、一般国道45号(三陸自動車道(仙塩道路))、一般国道45号(百石道路)、一般国道47号(仙台北部道路)、一般国道126号(千葉東金道路)、一般国道233号(深川留萌自動車道(深川沼田道路))、一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(つくば市から稲敷市まで)にあつては平成21年3月30日から平成30年3月31日までとする。)

(2) 平日深夜割引

割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前0時から午前4時までの間に別紙-2又は別紙-5(ただし、Fを除く。)に掲げる高速道路を通行するETC車。

割引率

50%

適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで(ただし、一般国道6号(東水戸道路)、一般国道6号(仙台東部道路)、一般国道7号(秋田外環状道路)、一般国道7号(琴丘能代道路)、一般国道127号(富津館山道路)及び一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間にあつては平成20年11月11日から平成30年3月31日とし、一般国道13号(米沢南陽道路)、一般国道13号(湯沢横手道路)、一般国道45号(三陸自動車道(仙塩道路))、一般国道45号(百石道路)、一般国道47号(仙台北部道路)、一般国道126号(千葉東金道路)、一般国道233号(深川留萌自動車道(深川沼田道路))、一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(つくば市から稲敷市まで)にあつては平成21年3月30日から平成30年3月31日までとする。)

(3) 休日昼間割引

割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間(別紙-2に掲げる高速道路のうち別紙-3に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。)又は別紙-5のうちA若しくはBに掲げる高速道路のうち、100キロメートル以内の区間を通行し(別紙-4に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。)かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車が本割引(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が実施する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間又は一般国道 409 号（東京湾・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道 13 号（米沢南陽道路）を、福島飯坂インターチェンジ（ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線と一般国道 13 号（米沢南陽道路）を、山形上山インターチェンジ（高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、上山インターチェンジ又は山形上山インターチェンジ及び上山インターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（ただし、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）

高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

（ロ）均一制を適用する区間

別紙 - 3 のうち A に掲げる均一制を適用する区間又は別紙 - 5 のうち C に掲げる高速道路を通行し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日の午前 9 時から午後 5 時までの間に料金所を通行する ETC 車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を 2 回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

割引率

50%。

ただし、別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間を含む通行については、同区間の通行に係る料金を除いた料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成 20 年 10 月 14 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（ただし、一般国道 13 号（米沢南陽道路）、一般国道 13 号（湯沢横手道路）、一般国道 45 号（三陸自動車道（仙塩道路））、一般国道 45 号（百石道路）、一般国道 47 号（仙台北部道路）、一般国道 126 号（千葉東金道路）、一般国道 233 号（深川留萌自動車道（深川沼田道路））、一般国道 235 号（日高自動車道（苫東道路））、一般国道 409 号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間及び一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（つくば市から稲敷市まで）にあつては平成 21 年 3 月 28 日から平成 30 年

3月31日までとする。)。

(4) 通勤割引 (距離制限緩和)

割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間 (別紙 - 2 に掲げる高速道路のうち別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。) 又は別紙 - 5 のうち A 若しくは B に掲げる高速道路を通行し (別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。) かつ、午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間に料金所を通行する ETC 車。

ただし、上記の自動車が本割引 (中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が実施する通勤割引 (距離制限緩和) を含む。) の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた時間帯 (午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間をいう。) に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は 1 回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて 1 回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間又は一般国道 409 号 (東京湾・木更津東金道路) のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道 13 号 (米沢南陽道路) を、福島飯坂インターチェンジ (ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。) を経由し連続して通行する場合。
--

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線と一般国道 13 号 (米沢南陽道路) を、山形上山インターチェンジを經由し連続して通行する場合 (ただし、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。)

高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
--

(ロ) 均一制を適用する区間等

別紙 - 3 のうち A に掲げる均一制を適用する区間又は別紙 - 5 のうち C に掲げる高速道路を通行し、かつ、午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間に料金所を通行する ETC 車。

割引率

50%。

ただし、(イ) に定める対距離制を適用する区間等を通行する場合で、当該通行が 100 キロメートル (別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間を通行する場合には当該区間の利用距離を除く。) を超える場合は、100 キロメートルの通行に係

る料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成21年7月8日から平成24年4月12日まで。

(5) 東水戸道路等における深夜割引

割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に別紙-5のうちA、B、C又はEに掲げる高速道路を通行するETC車。

割引率

30%

適用する期間

平成21年3月28日(別紙-5のうちEに掲げる高速道路にあつては平成23年4月1日。)から平成30年3月31日まで。

(6) 東水戸道路等における通勤割引

割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

別紙-5のうちA又はBに掲げる高速道路のうち、100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙-3に掲げる均一制を適用する区間又は一般国道409号(東京湾・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。
--

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道13号(米沢南陽道路)を、福島飯坂インターチェンジ(ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。)を經由し連続して通行する場合。
--

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線と一般国道13号(米沢南陽道路)を、山形上山インターチェンジ(高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を經由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。)

高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

(ロ) 均一制を適用する区間

別紙 - 5 のうち C に掲げる高速道路を通行し、かつ、午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間に料金所を通行する E T C 車。

ただし、上記の自動車が多割引（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

割引率

50%

適用する期間

平成 21 年 3 月 28 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

(7) 東水戸道路等における早朝夜間割引

割引をする自動車

別紙 - 5 のうち B に掲げる高速道路を通行する自動車のうち、別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間若しくは別紙 - 5 のうち D に掲げる高速道路の一部若しくは全部を含む 100 キロメートル以内の区間を通行し、又は別紙 - 5 のうち E に掲げる高速道路を通行し、かつ、午後 10 時から翌午前 6 時までの間に料金所を通行する E T C 車。

割引率

50%

適用する期間

平成 21 年 3 月 28 日（別紙 - 5 のうち E に掲げる高速道路にあっては平成 23 年 4 月 1 日。）から平成 30 年 3 月 31 日まで。

(8) 首都圏中央連絡自動車道（あきる野インターチェンジから川島インターチェンジまで）における割引

割引をする自動車

に定める A インターチェンジと F インターチェンジ若しくは G インターチェンジ、B インターチェンジと F インターチェンジ、C インターチェンジと F インターチェンジ、D インターチェンジと F インターチェンジ若しくは G インターチェンジ又は E インターチェンジと F インターチェンジ若しくは G インターチェンジの各インターチェンジ相互間を通行する E T C 車。

割引額

に定める各インターチェンジ相互間の割引額は次表のとおりとする。

	割引額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
AインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジ又はBインターチェンジとFインターチェンジの各インターチェンジ相互間	400	500	600	800	1,400
CインターチェンジとFインターチェンジの各インターチェンジ相互間	300	300	300	300	300
DインターチェンジとFインターチェンジのインターチェンジ相互間	300	300	300	300	400
DインターチェンジとGインターチェンジの各インターチェンジ相互間	100	150	150	200	400
EインターチェンジとFインターチェンジのインターチェンジ相互間	300	300	500	650	1,150
EインターチェンジとGインターチェンジの各インターチェンジ相互間	300	400	500	650	1,150

適用する期間

平成21年4月1日から平成21年5月12日まで。

対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから川越インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の坂戸インターチェンジ及び川島インターチェンジ。
Bインターチェンジ	高速自動車国道関越自動車道新潟線の鶴ヶ島インターチェンジから前橋インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び藤岡インターチェンジ並びに高速自動車国道北関東自動車道の前橋南インターチェンジから伊勢崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

C インターチェンジ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで)の八王子西インターチェンジから入間インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
D インターチェンジ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで)の狭山日高インターチェンジ。
E インターチェンジ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで)の圏央鶴ヶ島インターチェンジ。
F インターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。
G インターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の相模湖インターチェンジから河口湖インターチェンジまで及び高速自動車国道中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから甲府昭和インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(9) 首都圏中央連絡自動車道・高速自動車国道連続利用割引
割引をする自動車

に定めるAインターチェンジとBインターチェンジ若しくはCインターチェンジの各インターチェンジ相互間又はDインターチェンジとEインターチェンジの各インターチェンジ相互間を通行するETC車。

割引額

150円。

ただし、に定めるAインターチェンジとCインターチェンジの各インターチェンジ相互間については300円。

適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日まで。

対象インターチェンジ

A インターチェンジ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで)又は中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の各インターチェンジ
B インターチェンジ	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジの間の各インターチェンジ
C インターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ
D インターチェンジ	一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(つくば市から稲敷市まで)の各インターチェンジ

E インターチェンジ	高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
------------	---

(10) 首都圏中央連絡自動車道(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで)における割引

割引をする自動車

ETC車。

割引率等

2以上の高速自動車国道と接続する区間として、に定める各区間の割引額については次表のとおりとする。

区間	割引額(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A	250	350	400	550	950
B	600	750	900	1,250	1,950
C	700	800	900	1,400	1,950
D	400	500	600	800	1,400
E	600	750	850	1,250	1,850
F	250	350	400	550	950

ただし、上表に定めるAからFまでの各区間の割引適用後の料金が、の表中のa若しくはcに掲げるインターチェンジ又はa若しくはcに掲げる区間のいずれかのインターチェンジで本割引適用時に利用したインターチェンジとbに掲げる区間のいずれかのインターチェンジ間の料金を下回る場合は、後者の料金を前者の料金と同額にする。

適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日まで。

対象区間

下表のaに掲げるインターチェンジ又はaに掲げる区間のいずれかのインターチェンジとcに掲げるインターチェンジ又はcに掲げる区間のいずれかのインターチェンジ相互間。

	a	b	c
A	海老名北インターチェンジ	圏央厚木インターチェンジから八王子南インターチェンジまでの区間	八王子ジャンクションから一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間

B	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の海老名北インターチェンジ	圏央厚木インターチェンジから圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)あきる野市から久喜市までの鶴ヶ島ジャンクションから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間
C	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の海老名北インターチェンジ	圏央厚木インターチェンジから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)あきる野市から久喜市までの久喜白岡ジャンクション
D	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の圏央厚木インターチェンジから八王子ジャンクションまでの区間	八王子西インターチェンジから圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)あきる野市から久喜市までの鶴ヶ島ジャンクションから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間
E	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の圏央厚木インターチェンジから八王子ジャンクションまでの区間	八王子西インターチェンジから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)あきる野市から久喜市までの久喜白岡ジャンクション
F	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)あきる野市から久喜市までのあきる野インターチェンジから鶴ヶ島ジャンクションまでの区間	坂戸インターチェンジから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)あきる野市から久喜市までの久喜白岡ジャンクション

(11) 関越特別区間割引
割引をする自動車
ETC車。
割引率

高速自動車国道関越自動車道新潟線の水上インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額について、30%の割引を行う。

適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

(12) 東北縦貫自動車道弘前線における割引

割引をする自動車

高速自動車国道関越自動車道新潟線、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び埼玉県道高速板橋戸田線又は埼玉県道高速さいたま戸田線の3路線を連続して通行するETC車。

割引率

50%

ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の料金に適用する。

適用する期間

平成23年4月1日から平成30年3月31日まで。

2 高速道路貸付料の額の減額

法第7条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

【百万円】

東日本高速道路株式会社、 中日本高速道路株式会社、 及び西日本高速道路株式会社 に係る高速道路貸付料の額の減額	うち東日本高速道路株式会社に係る額
1,985,218	634,621

3 一般会計に承継される機構債務

法第7条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

承継される 機構債務	承継額（百万円）		利率 （％）	償還期限	利息支払期
	元本	利息			
政府保証に号 第166回道路債券	97,771	96,954	817	2.10	平成21年3月25日 4月30日 10月30日
政府保証に号 第167回道路債券	288,857	280,700	8,157	0.70	平成25年4月24日 2月28日 8月28日
政府保証に号 第168回道路債券	83,389	81,324	2,065	0.60	平成25年5月23日 2月28日 8月28日
政府保証に号 第177回道路債券	163,111	150,900	12,211	1.50	平成26年4月22日 5月30日 11月30日
政府保証に号 第178回道路債券	200,413	183,101	17,312	1.50	平成27年3月20日 5月30日 11月30日
財政融資資金貸付金借入金 11001	54,328	53,800	528	2.00	平成21年4月27日 4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11003	42,849	42,400	449	1.60	平成21年6月28日 4月30日 10月30日

財政融資資金貸付金借入金 11009	32,797	32,027	770	2.10	平成 21 年 12 月 22 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11010	40,179	39,161	1,018	2.10	平成 22 年 1 月 25 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11013	128,641	125,100	3,541	2.10	平成 22 年 4 月 26 日	6 月 20 日 12 月 20 日
財政融資資金貸付金借入金 12003	89,824	87,300	2,524	1.90	平成 22 年 6 月 28 日	6 月 20 日 12 月 20 日
財政融資資金貸付金借入金 12004	18,146	17,613	533	1.90	平成 22 年 7 月 23 日	6 月 20 日 12 月 20 日
財政融資資金貸付金借入金 13001	261,468	254,335	7,133	1.20	平成 23 年 4 月 22 日	6 月 20 日 12 月 20 日
財政融資資金貸付金借入金 14001	199,542	190,000	9,542	1.50	平成 24 年 4 月 25 日	6 月 20 日 12 月 20 日
財政融資資金貸付金借入金 14002	71,686	68,180	3,506	1.50	平成 24 年 5 月 24 日	6 月 20 日 12 月 20 日

(注 1) 承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

(注 2) 上表の額は単位未満を端数処理している。

(注 3) 高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継される機構債務の償還期限との差異により生ずる支払利息の軽減額(現行の収支明細における前提条件に基づき算定)を考慮している。

4 計画期間

平成 20 年 10 月 14 日から料金徴収期間満了の日まで。ただし、12 にあつては平成 30 年 3 月 31 日までとする。

5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告するとともに、スマートインターチェンジ整備事業の状況等を踏まえて、必要に応じて本計画の変更を行う。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。

別紙 - 1

- (1) 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線
- (2) 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線
- (3) 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線
- (4) 高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線
- (5) 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線
- (6) 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線
- (7) 高速自動車国道東北横断自動車道酒田線
- (8) 高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線
- (9) 高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道
- (10) 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線
- (11) 高速自動車国道関越自動車道新潟線
- (12) 高速自動車国道関越自動車道上越線
- (13) 高速自動車国道常磐自動車道
- (14) 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線
- (15) 高速自動車国道東関東自動車道水戸線
- (16) 高速自動車国道北関東自動車道
- (17) 高速自動車国道中央自動車道長野線（安曇野市から千曲市まで（豊科インターチェンジを含まない。））
- (18) 高速自動車国道北陸自動車道（新潟市から富山県下新川郡朝日町まで（朝日インターチェンジを含まない。））
- (19) 高速自動車国道成田国際空港線
- (20) 一般国道1号（横浜新道）
- (21) 一般国道6号（東水戸道路）
- (22) 一般国道6号（仙台東部道路）
- (23) 一般国道7号（秋田外環状道路）
- (24) 一般国道7号（琴丘能代道路）
- (25) 一般国道13号（米沢南陽道路）
- (26) 一般国道13号（湯沢横手道路）
- (27) 一般国道14号（京葉道路）
- (28) 一般国道16号（横浜横須賀道路）
- (29) 一般国道16号（横浜新道）
- (30) 一般国道16号（京葉道路）
- (31) 一般国道45号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））
- (32) 一般国道45号（百石道路）
- (33) 一般国道47号（仙台北部道路）
- (34) 一般国道126号（千葉東金道路）
- (35) 一般国道127号（富津館山道路）

- (3 6) 一般国道 2 3 3 号 (深川・留萌自動車道 (深川沼田道路))
- (3 7) 一般国道 2 3 5 号 (日高自動車道 (苫東道路))
- (3 8) 一般国道 4 0 9 号 (東京湾横断・木更津東金道路)
- (3 9) 一般国道 4 6 6 号 (第三京浜道路)
- (4 0) 一般国道 4 6 8 号 (横浜横須賀道路)
- (4 1) 一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道) (あきる野市から久喜市まで (あきる野インターチェンジを含む。) 及びつくば市から稲敷市まで)
- (4 2) 一般国道 4 6 8 号 (東京湾横断・木更津東金道路)

- ・ 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線
- ・ 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線
- ・ 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線
- ・ 高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線
- ・ 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線
- ・ 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線
- ・ 高速自動車国道東北横断自動車道酒田線
- ・ 高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線
- ・ 高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道
- ・ 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線
- ・ 高速自動車国道関越自動車道新潟線
- ・ 高速自動車国道関越自動車道上越線
- ・ 高速自動車国道常磐自動車道
- ・ 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線
- ・ 高速自動車国道東関東自動車道水戸線
- ・ 高速自動車国道北関東自動車道
- ・ 高速自動車国道中央自動車道長野線（長野県安曇野市から長野県千曲市まで（豊科インターチェンジを含まない。））
- ・ 高速自動車国道北陸自動車道（新潟県新潟市から富山県下新川郡朝日町まで（朝日インターチェンジを含まない。））
- ・ 高速自動車国道成田国際空港線

A	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線（札幌南インターチェンジ から札幌インターチェンジ まで）
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線（札幌西インターチェンジ から札幌ジャンクションまで）
B	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（大泉インターチェンジ から川口インターチェンジ まで）
	高速自動車国道常磐自動車道（川口インターチェンジ から三郷インターチェンジ まで）
	高速自動車国道東関東自動車道水戸線（三郷インターチェンジ から三郷南インターチェンジ まで）

別紙 - 4

- ・ 高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（川口インターチェンジから加須インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道関越自動車道新潟線（練馬インターチェンジから東松山インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道常磐自動車道（三郷インターチェンジから谷田部インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道東関東自動車道水戸線（三郷南インターチェンジから成田インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道成田国際空港線（成田インターチェンジから新空港インターチェンジまで）

A	一般国道 6 号 (仙台東部道路)
	一般国道 7 号 (秋田外環状道路)
	一般国道 7 号 (琴丘能代道路)
	一般国道 1 3 号 (湯沢横手道路)
	一般国道 4 5 号 (三陸自動車道 (仙塩道路))
	一般国道 4 5 号 (百石道路)
	一般国道 4 7 号 (仙台北部道路)
	一般国道 2 3 3 号 (深川留萌自動車道 (深川沼田道路))
	一般国道 2 3 5 号 (日高自動車道 (苫東道路))
	B
一般国道 1 2 6 号 (千葉東金道路)	
一般国道 1 2 7 号 (富津館山道路)	
一般国道 4 0 9 号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間	
一般国道 4 6 8 号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間	
一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道) (つくば市から稲敷市まで)	
C	
	一般国道 4 0 9 号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間
D	一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道) (あきる野市から久喜市まで)
E	一般国道 1 6 号及び 4 6 8 号 (横浜横須賀道路)
F	一般国道 1 4 号及び 1 6 号 (京葉道路) のうち習志野市鷺沼 (幕張インターチェンジ) から千葉市中央区浜の町 (終点) まで

以上